

第 8 号議案

令和 7 年度東京都台東区老人保健施設会計予算

令和 7 年度東京都台東区の老人保健施設会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 1 0 , 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 特別区債」による。

令和 7 年 2 月 5 日提出

東京都台東区長 服 部 征 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		446
	1 手数料	446
2 繰入金		381,948
	1 一般会計繰入金	381,948
3 諸収入		6
	1 預金利子	6
4 特別区債		328,000
	1 特別区債	328,000
歳 入 合 計		710,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 施設管理費		555,159
	1 施設管理費	555,159
2 諸支出金		145,241
	1 公債費	145,241
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		710,400

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 老人保健施設千束の指定管理者 に対する指定管理料（減収補填 分）	令和8年度	66,573

第3表 特別区債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 老人保健施設の整備	328,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額の内いずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。